

行政政策等の形成過程の説明、行政評価に係る条文事例

● 神奈川県議会基本条例（20年12月）

第15条(県議会への説明等) 知事等は、予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類する者を作成し、若しくは変更したときは、県議会にその内容を説明するよう努めなければならない。

2 知事等は、予算の調製又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる県議会の政策提案の趣旨を尊重するものとする。

● 川崎市議会基本条例（21年6月）

第7条(議会への説明等) 予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は基本計画(市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画をいい、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を含む。以下同じ。)等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、市長等は、議会にそれらの内容を説明するよう努めるものとする。

2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。
3 市長等は、予算の調製又は基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。

第8条(議決事件) 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定又は変更
- (2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針(行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。)のうち特に重要なものの策定又は変更
- (3) 姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの

- 横須賀市議会基本条例（22年2月）

第17条(政策等の監視及び評価) 市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情報を明らかにしなければならない。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策等との比較検討
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 財源措置

2 議会は、市長等が前項の規定に反する場合は、必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。

- 茅ヶ崎市議会基本条例（23年3月）

第11条(市長等による政策等の形成過程の説明) 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、審議を通じてその政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) その政策等を必要とする背景
- (2) 他の政策等の案又は他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討の内容
- (3) 総合計画(政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下この号において同じ。)における位置付け又は総合計画との整合性
- (4) 市民参加の状況
- (5) その政策等に要する経費(将来負担すべき経費を含む。)及び財源

公明党より

(議会活動サイクル)

議会は、行政の施策及び事務事業について、行政のマネジメントサイクルに応じて、適切な監視及び評価を行うとともに、その評価結果を次の予算に活かしていく議会活動サイクルの確立に努めるものとする。

(市長との関係)

第 15 条 議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない。

議会基本条例条文案

1. 議会は、一般質問を終えた後、議員間議論を行う場を設けなければならない。
 - ・前項の議員間討論にて議会として必要と認めた事項について、議会は行政側にその旨を示さなければならない。
 - ・前項に定める議員間議論を行う場の実施に際して必要な事項は、別に定める。
2. 議会は行政に対し、毎月、予算や業務の施行状況等を報告・説明を求める場を設ける。
 - ・議会は前項の場において受けた報告・説明を元に議員間議論を行い、行政側に意見を示さなければならない。
 - ・前項に定める報告・説明を求める場及び議員間議論を行う場の実施に際して必要な事項は、別に定める。
3. 議会は、議会活動について市民への説明や意見公聴の為に議会報告会・意見公聴会を開催しなければならない。
 - ・前項に定める議会報告会・意見公聴会の実施に際して必要な事項は、別に定める。
4. 委員長は陳情・請願にて提出者が希望する場合は意見陳述の場を設けなければならない。
 - ・前項に定める意見陳述の実施に際して必要な事項は、別に定める。
5. 議長は市民が希望する場合は本会議場にて意見を表明する為の場を設けなければならない。
 - ・前項に定める意見表明の実施に際して必要な事項は、別に定める。
6. 議会はすべての会議を原則として公開しなければならない。
 - ・議会は公開の会議を全てインターネットで中継を行うなど、広く市民がその内容を知ることができるようにしなければならない。
 - ・やむを得ぬ事情があって非公開とする場合、議長はその会議の出席者にその旨をはかり、定数の過半数以上の賛成を得なければならない。
(結果として非公開とする場合でも、その賛否を問う場面は公開とする。)